

森林土木事業に従事する現場労務者の安全教育・訓練等について

(平成7年7月17日付け地方事務所林務課長あて事務連絡)

1 安全教育・訓練等の実施

現場に即した安全教育・訓練等については、原則として作業員全員を一同に介し、月当り半日以上時間を割り当て、次の項目から適宜実施内容を選択し安全教育・訓練等を実施すること。

- (1) 工事の施工内容等の周知徹底
- (2) 工事に関連する『安全に関する法令・通達・指針』等の周知徹底
- (3) 工事における災害対策及び救助訓練(緊急時の体制を含む)
- (4) 安全活動のビデオ等視聴覚資料による安全教育
- (5) その他、安全教育、訓練等必要な事項

2 安全教育・訓練等に関する施工計画の作成

施工に先立ち作成する施工計画書には、工事の内容に応じた安全教育・訓練等の具体的実施計画を作成し、監督員に提出するものとする。

3 安全教育・訓練等の実施状況報告

安全教育・訓練等の実施状況報を写真、工事記録簿に記録し、提出するものとする。